

食品安全委員会（第652回会合）議事概要

日時：平成29年6月6日（火） 14：00～14：39

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 1名、行政機関 4名、一般 4名

議事概要

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき及び食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 添加物 1案件

食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正等に関する事項について

→厚生労働省からの説明。

照会案件については、試験の操作性の改善及び精度の向上等を目的とした試験法の変更による規格基準の改正であり、規格値の変更を伴うものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

リスク評価案件については、ウェランガムに係る成分規格について、灰分の規格値を「10.0%以下（乾燥物換算）」から「16.0%以下（乾燥物換算）」とすることについては、既に添加物として使用されている範囲内での規格値案の変更であり、現在の流通状況と比べ、リスク管理措置を緩和する性質のものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当することが確認された。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 動物用医薬品 3品目

[1] アミトラズを有効成分とする蜜蜂の寄生虫駆除剤(アピパール) (再審査)

[2] グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストリチン) (再審査)

[3] シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤(ラーバデックス1%) (再審査)

→農林水産省から説明。

既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において

て審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目
OYC-GM1株を利用して生産された酸性ホスファターゼ

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・ 「RITE-A5株を利用して生産されたL-アラニン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 「GLU-No. 9株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組み換え食品等専門調査会に依頼することとなった。